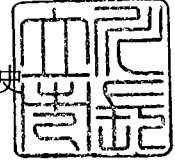


立川市国民健康保険運営協議会
会長 黒川重夫様

立川市長 酒井大史



立川市国民健康保険の財政健全化及び保険料について（諮問）

立川市国民健康保険運営協議会規則第 2 条に基づき、次の事項について諮問いたします。

- 1 諮問事項 財政健全化及び保険料について
- 2 答申時期 令和 8 年 1 月 14 日
- 3 諮問の趣旨

国民健康保険は、加入者による相互扶助の社会保険方式として、法令で定める公費負担等以外は保険料で賄うこととしており、維持可能な国保運営を行うために、所得に応じた負担をしていただいております。

本市におきましても、貴協議会の答申に基づき、保険料の改定を行うとともに、医療費の適正化による歳出の抑制や、歳入の確保への取組みにより、持続可能で安定的な事業運営を行っているところですが、国保財政は慢性的な賦課不足により、財政健全化が求められています。一方、令和 2 年度～令和 6 年度は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による市民生活への影響に鑑み、保険料を平成 31 年度水準に据え置きました。

そうした中、医療給付費の増加等によって法定外繰入金が大幅に増加したことや、国の進める都道府県における保険料水準の統一化等、国民健康保険を取り巻く状況変化に対応するため、貴協議会の答申に基づき、令和 7 年 2 月に財政健全化計画の見直しを行いました。令和 7 年度保険料につきましては、同計画に基づき、相互扶助の観点から均等割額及び所得割率を引き上げ、賦課限度額については、法定上限額の引き上げ幅に合わせ、基礎賦課額分及び後期高齢者支援金分の引き上げを行いました。

つきましては、かかる状況を踏まえ、令和 8 年度の保険料等について諮問いたしますので、国の進める保険料水準の統一や子ども・子育て支援金制度の創設も視野に入れつつ、また、地域経済や市民生活の状況につきましても考慮のうえご審議いただき、答申くださいますようお願いいたします。